

令和3年12月7日

〒850-0032

長崎市興善町2番31号 太陽生命長崎ビル2階

諫早自動車学校代理人弁護士 伊藤美香 先生

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福崎博孝

(申入担当者 弁護士 増崎 勇太)

(電話 095-824-8186)



申入書

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、今回は当法人の申し入れの趣旨をご理解のうえ、新たな契約書書式の作成という形で真摯なご対応をいただきありがとうございました。

当法人において、契約書書式案を確認いたしました。令和3年4月7日付照会書の質問事項で指摘させていただいた疑問点は概ね解消したと考えております。

もっとも、今回ご提示いただいた契約書条項は、消費者契約法に照らして、その有効性に関する疑問がなお残っていると考えられます。

つきましては、契約書書式案を実際に利用されるに先立ち、別紙記載の指摘事項について、再度のご検討をお願いいたします。検討結果については、文書にてご回答いただけると幸いです。

なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者増崎までお問い合わせください (TEL: 095-824-8186)。

敬具

(別紙)

1. 契約書第8条1項2号について

契約書第8条1項2号は、契約成立後教習開始前の解約・解除について、教習材料費、写真代等の実費に加え、「入学金」を返金額から控除することとしています。

しかしながら、消費者契約法9条は、消費者契約の解除に伴う損害賠償又は違約金について、契約解除に伴い生ずべき平均的損害の額を超えるものは無効としています。この点、本件契約書の定める「入学金」は、その額及び計算基準が不明であり、契約解除に伴い生ずべき平均的損害の額の範囲内であるかは必ずしも判断できません。もっとも、契約成立後、入校式及び適性検査を含めて教習を開始していない場合については、事業者側に教材費等の実費のほかに多額の損害が生じているとは考え難いところです。

そのため、契約書第8条1項2号の規定については、解約に伴う消費者の負担が事業者の平均的損害を超えることがないように、再度ご検討ください。

なお、大学の在学契約に関して、入学前に契約が解除されたとしても、大学は入学金の返還義務を負わないとした最高裁判例があります（最高裁平成18年11月27日判決）。しかしながら、この判決は、大学の在学契約の性質に照らして、当該大学に入学しうる地位を取得することに対価性が認められることを前提とした判決です。自動車学校への入学は、大学の入学と異なり、入学の時期や入学者の数に特段の限定はなく、入学試験等によって入学者が限定されるという事情もないため、自動車学校に入学する地位に対価性があるとはいえません。したがって、大学の入学金に関する判例は、自動車学校の入学金については適用されないと考えられることにご留意ください。

2. 契約書第9条3項について

契約書第9条3項は、無料送迎バスの延着等により、消費者が予定の講習等を受講できない場合であっても、乙（自動車学校）はその責を負わないと定めています。

バスによる送迎は、それ自体は無償であるとしても、貴校の生徒として利用するサービスである以上、実質的には学費等と対価関係がある債務の履行というべきです。したがって、契約書第9条3項は、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害又は債務の履行に際してされた不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項にあたり、消費者契約法第8条2号及び4号により無効であると考えられます。

もちろん、契約書第9条3項が例示するように、学校側が送迎バスの延着があり得ることを予告しており、渋滞等による通常範囲の延着によって学生が予定の講習等を受講できない場合は、学校側に過失があるとはいえないとの解釈も十分成り立つと考えられます。しかしながら、契約書第9条3項の文言は、送迎バスが学校側の過失による事故等で延着した場合等も学校側がその責を負わない旨の規定に読めます。同条項については、学校側に故意や過失がない限り、予定の講習等を受講できないことによって生じた損害の賠償責任を負わない趣

旨であることが明確になるよう、文言の改訂をご検討ください。

3. 契約書第12条1項について

契約書第12条は、校内における紛失や盗難については、乙（自動車学校）は責任を負わないと定めています。

この点、教習中の所持品は生徒自身が責任を持って管理すべきものであるとしても、自動車学校側の故意または過失によって紛失や盗難が発生する事態は想定できます。したがって、契約書第12条は、文言上は事業者の債務の履行に際してされた不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項であって、消費者契約法第8条3号により無効であると考えられます。

そこで、契約書第12条1項については、同条2項と同様に、自動車学校の責めに帰すべからざる事由による紛失、盗難については責任を負わない旨であることを明記するなど、文言の改訂をご検討ください。

以上